

# 見 積 心 得

(総則)

第1条 石狩湾新港管理組合が発注する各種契約に係る見積書の提出に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(見積合わせ)

第2条 見積合わせの参加者は、見積書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出してください。

(注) この条項は、同一期日に同一場所において見積合わせを行う場合に適用する。

(公正な見積りの確保)

第3条 見積書提出者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 見積書提出者は、見積書を提出するに当たっては、競争を制限する目的で他の見積書提出者と見積価格又は見積書提出の意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければなりません。

3 見積書提出者は、契約の相手方の決定前に、他の見積書提出者に対して見積価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第4条 見積書提出者は、代理人をして見積書を提出させようとするときは、当該見積書の提出までに、その旨を証する書面(委任状)を支出負担行為担当者に提出しなければなりません。この場合において、見積書には、見積書提出者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して見積書を提出するものとします。

2 見積書提出者又はその代理人は、当該見積書の提出に対する他の見積書提出者の代理をすることはできません。

3 見積書提出者は競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を見積書提出者の代理人とすることはできません。

(見積書の書換え等の禁止)

第5条 見積書提出者又は代理人は、その提出した見積書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効とする見積書の提出)

第6条 次の各号のいずれかに該当する見積書の提出は、無効とします。

- ① 記載金額その他見積り要件が確認できない見積書の提出
- ② 記載金額(頭首金額)を加除訂正した見積書の提出
- ③ 記名押印がない見積書の提出
- ④ 見積書提出者又はその代理人が同一事項について二以上の見積書の提出をしたときの見積書の提出
- ⑤ 代理人が2人以上の者の代理をしてした見積書の提出
- ⑥ 見積書提出者が同一事項について他の見積書提出者の代理をしたときの双方の見積書の提出
- ⑦ 無権代理人の見積書の提出
- ⑧ 見積書の提出に関し不正の行為があった者の見積書の提出(当該行為が契約締結前に明らかになったものに限る。)
- ⑨ その他見積書の提出に関する条件に違反した見積書の提出

(契約の相手方の決定)

第7条 有効な見積書の提出を行った者で、かつ、すべての見積単価が予定価格の範囲内であり、かつ、すべての見積単価が最低の価格で見積りした者を、原則として、契約の相手方とします。

2 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより契約の相手方を決定することがあります。

なお、くじ引きを行う場合においては、くじを引かない者があるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせます。

3 契約の相手方の決定は、通知した場所において、見積書の提出後直ちに見積書提出者又はその代理人の面前で行います。

4 見積合わせの結果、相手方を決定するに至らない場合は、直ちに見積合わせの参加者で再度の見積合わせを行います。

(注) 第3項及び第4項の規定は、同一期日に同一場所において見積合わせを行う場合に適用する。

(契約の締結)

第8条 契約の相手方として決定された者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、契約の相手方として決定された日から7日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。

(契約の相手方として決定された者と契約の締結を行わない場合)

第9条 契約の相手方として決定された者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該者とは契約を締結しません。

(契約保証金等)

第10条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。

ただし、保険会社との間に石狩湾新港管理組合を被保険者とする履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期(目的物の引渡を要する業務にあっては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日)までの期間以上のものでなければなりません。

3 第1項の履行保証保険は、契約期間の始期から終期までに生じる債務不履行が保証されるものでなければなりません。

4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

5 契約保証金に代える担保として銀行、管理者の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、契約期間の始期から終期までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(注) この条項は、契約保証金等の納付等を要する場合に適用する。

(見積合わせの取りやめ等)

第11条 支出負担行為担当者が見積合わせを公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、見積合わせを延期し、又は取りやめることがあります。

(注) この条項は、同一期日に同一場所において見積合わせを行う場合に適用する。

(見積書提出の辞退)

第12条 見積書提出について通知を受けた者は、見積書提出の期限までの間、いつでも見積書の提出を辞退することができます。

2 見積書提出について通知を受けた者は、見積書の提出を辞退するときは、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡してください。

3 前項により見積書の提出を辞退した者に対し、これを理由に以降の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(見積合わせの参加の辞退)

第12条 見積合わせの参加者として通知を受けた者は、見積合わせの執行の完了に至るまでは、いつでも見積合わせの参加を辞退することができます。

2 見積合わせの参加者として通知を受けた者は、見積合わせの参加を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

① 見積合わせ執行前であれば、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

② 見積合わせ執行中であれば、その旨を口頭により見積合わせを執行する者に連絡すること。

3 前項により見積合わせの参加を辞退した者に対し、これを理由に以降の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(注) [ ] 書きの部分は、同一期日に同一場所において見積合わせを行う場合に適用する。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第13条 見積書の提出に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。